

件 名

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について

提案理由

学校職員の給与に関する条例の改正に伴う勤勉手当の支給月数の引上げを踏まえ、勤勉手当の成績率の上限を定める規定を改正するため、学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を別紙のとおり改正したいので、審議願います。

概 要

- 1 現行規則の内容
学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関し、必要な事項を定めるもの
- 2 改正の内容
勤勉手当の支給月数の引上げを踏まえ、勤勉手当の成績率の上限を改定する。

《例》教諭の場合

	成績率の上限	条例で定める割合
改正前	190/100	95/100（令和4年度6月期）
改正後（R4.12.1～）	210/100	105/100（令和4年度12月期）

勤勉手当の計算式（概要）

勤勉手当額 = 基礎額（給料月額等）× 成績率

成績率は、条例で定める割合を勘案しつつ、規則で定める上限の範囲内で設定する。

3 施行期日等

公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用する。

改正案	現 行
<p>学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則</p> <p>第一条～第十三条 (略)</p> <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第十四条 成績率は、学校職員の勤務成績に応じ、再任用学校職員以外の学校職員にあつては<u>百分の二百十</u>以下(条例第十二条の二第二項に規定する教育四級職員(以下この条において「教育四級職員」という。)にあつては、<u>百分の二百五十</u>以下)、再任用学校職員にあつては<u>百分の百</u>以下(教育四級職員にあつては、<u>百分の百二十</u>以下)の範囲内において、任命権者が定めるものとする。この場合において、学校職員が基準日以前六箇月以内の期間において法第二十九条の規定による懲戒処分を受けているときは、別に人事委員会が定める基準に従い定めるものとする。</p> <p>第十五条～第十八条 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	<p>学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則</p> <p>第一条～第十三条 (略)</p> <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第十四条 成績率は、学校職員の勤務成績に応じ、再任用学校職員以外の学校職員にあつては<u>百分の百九十</u>以下(条例第十二条の二第二項に規定する教育四級職員(以下この条において「教育四級職員」という。)にあつては、<u>百分の二百三十</u>以下)、再任用学校職員にあつては<u>百分の九十</u>以下(教育四級職員にあつては、<u>百分の百十</u>以下)の範囲内において、任命権者が定めるものとする。この場合において、学校職員が基準日以前六箇月以内の期間において法第二十九条の規定による懲戒処分を受けているときは、別に人事委員会が定める基準に従い定めるものとする。</p> <p>第十五条～第十八条 (略)</p> <p>別表 (略)</p>

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年埼玉県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「百分の百九十」を「百分の二百十」に、「百分の二百三十」を「百分の二百五十」に、「百分の九十」を「百分の百」に、「百分の百十」を「百分の百二十」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和四年十二月一日から適用する。